**○議長　赤嶺奈津江さん**　令和５年第３回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番　大城勇太議員、11番　新垣善之議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月29日までの25日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月29日までの25日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

**日程第３．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３.議長諸般の報告を行います。まず、令和５年６月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおりであります。各種関係機関の事業や研修等も通常開催となり、19件の事業への参加がございました。なお、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してありますので、各自お目通しください。

　また、お手元に配付した本日までに受理した陳情第７号から第９号までの３件のうち、陳情第９号については総務民生常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容については、議員各位ご一読くださるようお願いいたします。また、例年同様な趣旨をもって要請された陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について、陳情第８号　県産品の優先使用について、については委員会付託を省略し、本会議で審議・採決する旨、議会運営委員会で決定しましたので、後刻議題といたします。

　次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委員から、５月、６月、７月の例月現金出納検査の結果報告についてそれぞれ提出されておりますので、各自ご覧ください。

　また、町長より令和４年第３回から令和５年第２回定例会までにおける留意事項等の措置状況報告も提出されておりますので、議員各位でご一読くださるようお願いします。以上をもって議長の諸般の報告といたします。

　次の日程に入る前に、町長から台風６号の被害状況について報告したいとの申入れがございますので、これを許します。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議員の皆様、おはようございます。議長の許可を得まして、台風６号に関します災害等について報告をいたします。

　沖縄気象台より８月１日午前４時25分に暴風警報の発表を受け、同時刻に災害警戒本部を設置し、避難所を開設いたしました。７日にかけて暴風警報の解除や再度の暴風警報の発令・解除、土砂災害警戒情報の発表があり、最終的に沖縄気象台から８月７日午前０時42分の土砂災害警戒情報等全ての気象警報解除の発表を受けまして、同時刻に災害警戒本部を解散し、避難所を閉鎖いたしました。

　それでは町内の被害状況等について報告をいたします。初めに、負傷者につきましては突風に煽られて転倒された方が１名報告されております。町道においては道路標識やカーブミラーが多数損壊、樹木の倒木や鉄板等の飛来物も多数発生をしております。町道３号線では土砂や落石の発生もありました。また、各字・各自治会からは掲示板やスピーカーの損壊について多数発生しているとの報告があり、修繕に向けた調整を進めているところでございます。６日には、土砂災害警戒情報の発表もありましたが、道路冠水の報告は受けておりません。農業関係では、農業用施設や露地栽培作物において様々な被害がありました。避難所への避難者については17世帯35人の避難報告がありました。町の管理施設については、庁舎内の雨漏り、旧社協屋上の採光窓の破損や２階借用施設の雨漏り、共同福祉施設の雨漏り、黄金森公園陸上競技場内のトレーニング室への入水、山川体育センター防球ネットの破損、学校施設では施設内の倒木、北丘小学校・南星中学校・北丘幼稚園のフェンスの破損、翔南幼稚園のひさしの破損など数多くの災害が発生をいたしております。

　さらに町内では、様々な被害を受けたことから８月４日に災害救助法適用の決定を受け、町民皆さんへの周知を行いました。この間、住宅被災により町民から依頼を受けまして３件の家屋調査を行いました。いずれも災害救助法の適用を受ける被災には該当しておりません。なお、罹災証明の申請が１件、罹災届出証明の申請が３件あり、全ての発行を済ませております。以上が台風６号に関する現段階での報告でございます。以上です。

**日程第４．町長の町政一般報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。町長に代わりまして町政一般報告を行います。

　はじめに総務部総務課関係について申し上げます。

　７月10日に交通安全の普及・啓発を図るため、「夏の交通安全県民運動」開始式を中央公民館黄金ホールで行いました。与那原警察署管内の関係機関や、南風原町交通安全母の会等の各団体の方々が参加し、交通安全の推進及び意識向上を図りました。

　町への一般寄附金といたしまして、６月30日に興南施設管理（株）様より寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

　次に企画財政課関係について申し上げます。

　６月23日から29日の男女共同参画週間に役場１階町民ホール、イオン南風原店の南風原ギャラリーほか４か所でパネル展等を開催し男女共同参画への意識啓発を図りました。

　７月26日に宮平ハイツ自治会の行政懇談会を行い、19名の参加がありました。懇談会では、町民体育館建設や、ハイツ内の道路補修、集会所の建て替え、ハイツ出入口の安全対策などについて意見交換を行いました。

　次に民生部こども課関係について申し上げます。

　８月末現在、低所得の子育て世帯に対し、児童１人当たり５万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は559世帯、1,264人分、6,320万円、非課税世帯へ１世帯当たり３万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金は3,230世帯、9,690万円の給付を行いました。

　次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

　都市計画振興事業では、令和５年度に繰り越した南風原町総合交通戦略策定業務を８月９日に完了し、南風原北インターチェンジ周辺地区事業化検討委託業務を６月14日、生活道路安全対策調査検討委託業務を15日にそれぞれ契約しました。

　次に都市整備課関係について申し上げます。

　道路整備事業では、町道10号線磁気探査委託業務（５－３）及び町道10号線道路改良工事（５－１）を６月22日にそれぞれ契約しました。

　公園整備事業では、（仮称）南風原町民体育館に伴う測量・地質調査委託業務を６月19日、津嘉山公園整備工事（５－１）を20日、黄金森公園都市計画変更に伴う分筆登記に向けた測量委託業務を27日、（仮称）南風原町民体育館ＰＦＩ導入可能性調査委託業務を７月13日、南風原町内公園施設長寿命化計画策定委託業務を18日、津嘉山公園整備工事（５－２）を８月25日にそれぞれ契約しました。

　次に区画下水道課関係について申し上げます。

　区画整理事業では、道路築造工事（５－１）、造成工事（５－３）を６月27日、道路築造工事（５－２）を28日にそれぞれ契約し、物件調査業務が30日に完了しました。出来形確認測量業務を７月31日、物件補償３件を８月18日、21日、28日にそれぞれ契約しました。

　雨水事業では、照屋地内雨水幹線工事に伴う磁気探査業務２件が６月30日、７月31日にそれぞれ完了し、新たに幹線工事に伴う磁気探査業務を８月29日、雨水幹線工事（５－５）を30日にそれぞれ契約しました。

　汚水事業では、津嘉山雨水・汚水管布設工事（５－３）を６月７日、津嘉山第４汚水幹線工事（５－２）を６月26日、照屋地内汚水管設計業務２件を７月10日、14日、喜屋武地内汚水管設計業務２件を７月18日、８月２日、新川地内汚水管設計業務を８月２日、津嘉山第２・第４汚水幹線工事に伴う磁気探査業務を７月12日、25日にそれぞれ契約しました。

　次に産業振興課関係について申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対する支援を目的とした価格高騰生活者支援事業「第５弾はえるん商品券」は、７月31日で利用期間が終了し、引換率96.0％、換金率99.2％となっています。

　次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

　町育英会への寄附金といたしまして、５月８日に瑞泉酒造株式会社様から町育英会に寄附がありました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。

　町体育協会では、９月２日、３日に開催された町陸上競技大会で、一般男子優勝宮平体協、一般女子優勝兼城体協、壮年優勝宮平体協、総合優勝宮平体協となりました。その結果、夏季大会、秋季大会を合わせた町体育協会体育大会総合優勝は津嘉山体協となりました。

　次に学校教育課関係について申し上げます。

　６月20日から７月11日の間に、町立幼稚園４園、小学校４校、中学校２校の町教育委員会による学校訪問を実施し、各幼稚園や小中学校における教育の充実を図るために学校経営方針や学習指導等について意見交換を実施しました。

　７月28日に、町文化センター職員による「平和教育研修会」を小中学校の中堅教諭を対象に開催しました。沖縄陸軍病院南風原壕の見学や町平和教育の取組について理解を深める機会となり、平和教育の在り方について考える研修会となりました。

　８月16日に、中央公民館で南風原町社会福祉協議会の協力の下「福祉教育研修会」を小中学校の初任者及び中堅教諭を対象として開催しました。福祉教育の在り方や特別支援教育との融合など多角的な視点から理解を深める研修会となりました。

　８月21日には、県教育庁義務教育課幼児教育班より講師を招聘し、「沖縄県の幼児教育の方向性について」～質の向上をめざして～をテーマに町立幼稚園四園研修会を中央公民館黄金ホールで開催しました。保幼こ小連携の在り方について知見を深め、今後の幼児教育に資する研修を行いました。

　８月23日に（教育のための科学研究所　上席研究員）目黒朋子氏を講師として招聘し、『読解力を測るテストの結果分析と読解力を育むための授業づくり』について講話をいただきました。これからの子どもたちに「生きる力」として必要な基礎的「読解力」の重要性を認識し、今後の学力向上の取組及び授業改善の充実に資する研修となりました。

　次に生涯学習文化課関係について申し上げます。

　町への教育寄附金といたしまして、６月20日に前田建設株式会社様、６月21日に南風原町建設コンサルタント会様より寄附がありました。本町の電子図書等充実のために活用してまいります。

　文化センターでは、６月５日から27日にかけて、第94回企画展「箝口令（かんこうれい）！語れなかった沖縄戦」を開催しました。約80年前、沖縄戦前夜におきた対馬丸沈没と列車爆発事故などにしかれた箝口令や情報統制の視点から、沖縄戦に突き進んだ当時の様子を、南風原小学校６年生をはじめ、町内外から約1,000人の来場者が観覧いたしました。

　７月３日に南風原文化センターが、「工夫を凝らした平和と歴史の発信」に貢献したことが評価され、沖縄タイムス賞（社会活動部門）を受賞しました。

　埋蔵文化財関係では、字宮城の町指定文化財ウスクガーの発掘調査を行い、７月９日に現場説明会を開催して約50人の町民の参加があり、字の誇りであるウスクガーの歴史的価値を再確認する機会となりました。

　７月25日より中央公民館において令和５年度公民館学級講座がスタートしました。「自分で出来るハンドマッサージ＆爪ケア」など、令和６年１月まで18講座を予定しています。

　７月28日から31日まで第29回子ども平和学習交流事業本研修を実施しました。各小学校６年生８人が参加し、広島平和記念資料館やホロコースト記念館等で研修を行い、戦争と平和、差別や人権についての学習を行いました。

　８月８日に、宮崎県日向市から中学生平和交流団10名が来町しました。南風原町の学童疎開を受け入れた縁で交流が続いており、南風原中・南星中の生徒30名との交流学習を行いました。

　８月20日に中央公民館黄金ホールにおいて第27回南風原うちなーぐち大会を開催しました。小中学生５組７名、一般１組６名、合計13名が参加して意見発表を行い、島くとぅばを通して伝統文化の理解を深め、継承につなげました。

　以上を申し上げ、令和５年第３回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

　お手元に公共工事に関する行政報告を配付しております。後ほどお目通しください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で町長の町政一般報告を終わります。

　これから議案に入ります。

**日程第５．議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例　南風原町立学校規模等検討審議会設置条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　南風原町立小学校及び南風原町立中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、南風原町教育委員会の附属機関として、南風原町立学校適正規模等検討審議会を設置する必要があるための提案でございます。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第46号の資料をお願いいたします。議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例について概要を説明いたします。１．提案理由　町内小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、南風原町教育委員会の附属機関として適正規模・適正配置について協議・検討するにあたり、南風原町立学校適正規模等検討審議会を設置するため、条例を制定いたします。２．条例の概要　本町では、小学校は４校中３校、中学校で２校中１校が、学級数30クラスを超える、過大規模校となっています。今後も児童生徒の増が見込まれ、現在の２中学校４小学校の適正規模と配置等について、教育委員会の諮問に調査し、協議・検討を行い、答申する機関を設置するものです。

　条例の内容に行きます。第１条については、設置目的を規定しています。第２条　審議会の所掌事項について規定しています。１号　町立学校の適正規模に関すること。２号　町立学校の適正配置に関すること。第３号　町立学校の通学区域に関すること。第４号　前３号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項。次に第３条　組織について規定しています。第４条　任期について規定しています。第５条　会長及び副会長について規定しています。第６条　審議会について規定しています。第７条　意見の聴取について規定しています。第８条　守秘義務について規定しています。第９条　議事録の作成について規定しています。第10条　議事録の署名について規定しています。第11条　庶務について規定しています。第12条　委任について規定しています。附則　この条例は公布の日から施行する。以上が議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは何点か質疑したいと思います。付託案件ですので、委員会で答えるものはそのように答弁お願いします。まず１点目、分かりやすくこの条例とこの審議会の設置は何を目指すものなのか教えていただきたいと思います。そこで想定される内容ですけれども、学校の新設とか校区の再編等が考えられるわけですけれども、そのあたりの見解についても教えてください。そしてまた、その目指す中身について、この説明で見ると学校における生徒数に着目されているように感じるんですけれども、俗に言う少人数学級とかクラス数、または正職員の教員配置などが含まれるのかどうか教えてください。また、学校の面積や施設の状況なども含まれるのか教えていただきたいと思います。

　２点目に、この委員会設置によって当然いろんな、まず付託案件があって、審議が何回かなされて答申が出てくるものだというふうに理解しますけれども、どういったものを付託する予定なのか。審議については年度中なのか。また答申内容については公開されるものなのか。そのあたりを教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。審議会、何を目指すのかということで、現在の問題を解決に向けて取り組むのですが、今現在条例にもあるように過大規模校になっている現状があり、それを解決するためにどのような方法を取っていくかということを審議する審議会になっております。中身については、もちろんクラス数とか、１クラスの生徒数等の案も出てくると思いますので、それに関しても決定していくものだろうと思います。今回の計画を策定するに当たって、中身の検討の内容なんですが、南風原町の学校規模の配置をめぐる現状と課題と、南風原町における適正規模、適正配置の考え方、あと学校の適正規模、適正配置の実現に向けた方策等を審議していくつもりでございます。以上です。

　スケジュールに関しましては、年度内に答申を行う予定でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時29分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　補足します。議員質疑にあった教員数、面積等については議論の対象にはなっておりません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　答申の公開ですが、計画書のほうに掲載して公開するということに、今考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

**日程第６．議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例　南風原町下水道事業審議会設置条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　地方自治法第138条の４第３項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき条例を制定するための提案です。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例について概要を説明いたします。審議会設置条例の制定の理由については、社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件についての通知があり、その要件の１つに、使用料改定の必要性の検討に係る要件化、公営企業会計の導入済みの地方公共団体において、少なくとも５年に１回の頻度で下水道料金の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（経営戦略）を策定し、国土交通省に提出するとともに検証結果を公表していることを令和７年度以降の交付要件とする。（経営戦略は有識者等の意見を聴いて策定されたもの）との要件の条件があり、今回の条例制定となります。

　第１条（設置）、第２条（所掌事務）は上記説明のとおりであります。第３条（組織）は委員10名以内、第４条（委員任期）は任期２年とするとなっています。第５条以降はお目通しください。以上が議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではこちらも２点お伺いしたいと思います。この説明で見ると、使用量の改定についてというのが主な要件に見えるんですけれども、その使用量にかかってくるところで、大きいのはコストなのかなと考えたときに、その接続率とか、例えば計画面積なんかも非常にコストには関係するのかなというふうには思うんですけれども、そのあたりまで踏み込んだ議論がなされるのかどうか。具体的には南風原町全域で下水道を整備されているわけではないので、それが広がれば当然コストも広がるわけですから、そういったところも含まれるのかどうか教えていただきたいと思います。

　あと２点目に、併せてこちらの審議会のスケジュール等についても教えていただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　ただいまの質疑について、まず１点目の件に関しましては、供用開始されている面積のところの使用量で下水道事業は行っていますので、その分で考えております。区域内供用開始のほうで。

　あと審議会のほうに関しましては、６年度で設置していきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　確認ですけれども、であれば接続率とか面積については関係ないと。現状の中身で議論するということでよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　ちょっと説明があれでどうもすみません。経営戦略の中に主には料金で大体決まってくるんですけれども、この料金は、要は納める人が多ければ単価は低くてもいいわけです。ですので接続率も勘案します、当然。面積も増えれば、簡単に言いますと取る人がたくさんいれば単価は安くてもいいということなので、議員がおっしゃった接続率と面積が増えるのも経営戦略の中で想定した数字を入れて単価を決めますので、議員のおっしゃるようにそれは考慮しますということになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは具体的に聞きますけれども、現在神里地区だけが農排になっていて、ただ会計上は一緒になっているものですから、このあたりの課題とかも含まれるのかどうか。具体的には施設整備等の計画もあったと思いますので、要するにそういったことによって料金が上がるとか、そういった不利益を受けることがないかとかですね、そういったことを懸念しているものですから、そのあたりはいかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　単に料金が上がるというよりも、今は下水道事業会計は町の一般財源からある程度協力している部分がありますので、この経営経済というのは、そういうのをできるだけ自立できるようにしなさいということですので、増えるというよりも、今、言葉はあれですけれども、休憩お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時38分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　そういうことですので、単価が上がることで、今必要なものについては同じような形で、何かが増えるというわけでなく、ただ利用者に負担するものを下水道会計で賄えるような形に、健全な会計に持っていくということになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時39分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

**日程第７．議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　南風原町学校適正規模等検討審議会設置条例、南風原町下水道事業審議会設置条例の制定に伴い同委員の報酬等、及び既存の南風原町老人保健福祉計画策定委員会、南風原町障がい者計画策定委員会の委員の報酬等を規定する必要があるための提案でございます。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、教育部に関係する内容を説明いたします。議案書の19ページをお願いいたします。さきに上程しました議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬を定める必要があるための提案する内容となります。議案書の19ページの表下段に記載してあります職名、南風原町立学校適正規模等検討審議会委員、大学教授、その他委員として報酬等を定めています。以上が議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、教育部に関係する内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　続きまして、経済建設部に係る報酬について説明いたします。18ページをお願いいたします。先ほど提案しました議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例の制定に伴い、同委員への報酬を定める必要があるためです。追加項目は、18ページの上から４番目の南風原町下水道事業審議会委員、日額4,900円となります。以上が経済建設部に係る報酬についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の民生部に関する箇所について概要をご説明いたします。それでは16ページ、17ページをお開きください。別表中、地域福祉計画策定委員会の次に、職名で南風原町老人保健福祉計画策定委員会委員を挿入し、報酬の額、医師・大学教授、日額１万1,000円、その他の委員、日額4,900円、旅費の額は上の項と同額でございます。その次に、職名で南風原町障がい者計画策定委員会委員を挿入し、報酬の額、医師・大学教授、日額１万1,000円、その他の委員、日額4,900円、旅費の額は上の項と同額でございます。今回改正をいたしました両委員会の委員会設置条例は、それぞれ平成19年10月に制定をされており、本来ならばその際に特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に、両委員会委員の報酬及び費用弁償の改正を行うべきでありましたが、失念をしてしまい今回の改正となっております。大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう注意を払いながら業務を進めてまいります。以上が議案第48号に関します民生部の概要説明でございました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　お伺いします。これだけたくさんの委員会とか審議会があるということを改めて知るのですが、これらの委員会、審議会などは、例えば選挙関連のものは選挙期間中だけに設置されるのか。あるいはここにある委員会全部が常設されているものなのかを伺いたいです。

　それともう一つ、細かいことですが、４ページとか12ページにある、例えば４ページの下のほうにある民生委員推薦委員、児童福祉……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　それでは委員会のほうで聞いていきたいと思います。ありがとうございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

**日程第８．議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）　令和５年度南風原町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。以下内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）について概要を説明いたします。まず、２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の組替え及び前年度決算による純繰越金の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ３億9,706万8,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は165億5,873万1,000円となります。

　５ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正について説明します。人事・給与管理システム事業は、現行の出退勤管理システムの契約が今年度未で満了となることから、今年度中に新たな機器の調達や入替え作業等をするための計上です。限度額は1,589万2,000円、期間は令和５年度から令和10年度までとなります。

　６ページをお願いいたします。第３表繰越明許費について説明します。２款１項．総務管理費の広報・公聴事業1,991万円は、町ホームページのリニューアルに際し、方針や仕様書等の検討に時間を要していることやデータの移行作業に半年以上の期間を要するためで、令和６年５月末の完了を予定しています。

　７ページをお願いいたします。第４表地方債補正について説明します。総務債の臨時財政対策債は、限度額１億10万円から2,760万円を減額し、変更後の限度額は7,250万円となります。これは普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。

　次に歳入について主な概要を説明します。10ページをお願いいたします。９款１項１目．地方特例交付金38万6,000円の増は、県の決定通知によるものです。

　11ページをお願いいたします。10款１項１目．地方交付税１億8,967万2,000円の増は、普通交付税交付額の決定によるものです。

　12ページをお願いいたします。14款２項１目．民生費国庫補助金2,641万3,000円の増は、補正予算（第１号）で計上した低所得の子育て世帯に児童１人当たり５万円を支給する事業の対象者増及び受付期間延長に伴う、子育て世帯生活支援給付金事業（ひとり親世帯以外）事務費及び事業費補助金（補助率10／10）の計上です。２目．衛生費国庫補助金73万8,000円の増は、利用者の見込み増に伴う産後ケア事業国庫補助金（補助率１／２）の計上です。６目．総務費国庫補助金4,778万6,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上です。なお、同交付金活用事業の補正一覧は別紙資料２をご参照ください。

　13ページをお願いいたします。15款２項１目．総務費県補助金916万3,000円の増は、沖縄振興特別推進交付金の事業計画変更によるものです。なお、同交付金活用事業の補正一覧は別紙資料３をご参照ください。２目．民生費県補助金349万2,000円の増は、保育園、学童クラブの給食等における物価高騰への支援として保育所等食材料費負担軽減事業補助金（補助率：認可保育園等及び学童クラブ１／２、認可外保育園３／４）の計上です。４目．農林水産業費県補助金22万5,000円の増は、さとうきび収穫機械機能向上支援事業補助金（補助率10／10）の計上です。

　14ページをお願いいたします。16款１項２目．利子及び配当金54万7,000円の増は、各基金の預金利率の変動による実績見込みの計上です。

　15ページをお願いいたします。17款１項10目．教育費寄附金42万円の増は、企業（３者）からの寄附金で活用した事業を歳出に計上しております。

　16ページをお願いいたします。18款１項１目．財政調整基金繰入金5,547万7,000円の減は、今回の補正の歳入歳出差額により基金に繰り戻すための計上です。

　17ページをお願いいたします。18款２項１目．特別会計繰入金3,522万円の増は、各特別会計の前年度決算による純繰越金を一般会計へ繰り入れるための計上です。

　18ページをお願いいたします。19款１項１目．繰越金２億16万8,000円の増は、前年度一般会計決算の歳入歳出差引額４億7,979万5,000円から、繰越明許費に係る財源繰越分２億2,962万7,000円と、当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。前年度純繰越金は２億5,016万8,000円になります。

　19ページをお願いいたします。20款５項３目．学校給食収入3,605万8,000円の減は、補正予算（第２号）に計上した地方創生臨時交付金を活用し学校給食費３か月分を免除する事業を、５か月分に拡充するための計上です。７目．雑入197万3,000円の増は、訴訟における弁護士費用及び和解金に対する全国町村会総合賠償保険金と７月３日に南風原文化センターが受賞した第67回沖縄タイムス賞賞金の計上です。

　20ページをお願いいたします。21款１項１目．総務債2,760万円の減は、７ページで説明した臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。

　引き続き、歳出について主な概要を説明します。人事異動等に伴い各款項で組替えたことによる職員人件費及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金等については説明を省略いたします。

　21ページをお願いいたします。１款１項１目．議会費、９節２万9,000円の増は、議長交際費支出見込みによる計上です。

　22ページをお願いいたします。２款１項２目．文書広報費23万4,000円の増は、広報紙印刷製本費へ予算流用したことによる補塡分の計上です。３目．財産管理費1,371万2,000円の増は、13節の住民サービス向上のための電話録音機使用料の計上と、14節の役場駐車場の駐車台数を増やすための役場庁舎駐車場整備工事等の計上です。５目．財政調整基金費２億1,248万9,000円の増は、歳入18ページで説明した前年度純繰越額の２の１を下らない額の純繰越分の計上と、今回の補正歳入歳出調整後の余剰及び歳入14ページで説明した財政調整基金の利息分の積立金で、補正後の残高は28億1,672万4,000円となります。６目．目的基金費43万7,000円の増は、ふるさとづくり基金を活用した事業の前年度実績に伴う基金への繰り戻しと、歳入14ページで説明した目的基金の利息分の積立金の計上です。11目．諸費100万円の増は、ハワイ（マウイ島）山火事被災地支援寄附金の計上です。14目．電子計算費113万5,000円の増は、会議等の議事録作成のための音声認識システム使用料及び備品購入費の計上です。

　24ページをお願いいたします。３款１項１目．社会福祉総務費、18節の町社会福祉協議会補助金167万4,000円は、町社協職員の産休・育休に係る代替職員分の計上です。

　25ページをお願いいたします。３款１項10目．臨時福祉給付金事業費1,622万6,000円の増は、非課税世帯に１世帯当たり３万円を支給する事業の対象者増に伴う事務費及び電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金の計上です。

　26ページから27ページをお願いいたします。３款２項１目．児童福祉総務費2,378万6,000円の増は、歳入12ページで説明しました子育て世帯生活支援特別給付金及びその事務費、児童福祉に係る国庫補助金等の前年度実績による償還金の計上です。２目．保育所運営事業4,147万円の増は、歳入13ページで説明した保育所等食材費負担軽減事業補助金、22節の保育所運営費国庫負担金返遷金などの保育所運営に係る国県負担金等の前年度実績による償還金の計上です。３目．児童厚生施設費51万3,000円の増は、歳入13ページで説明した学童クラブ食材料費負担軽減事業補助金の計上です。

　28ページをお願いいたします。４款１項１目．保健衛生総務費2,568万9,000円の増は、12節の産後ケア委託料の増及び22節の未熟児養育医療事業に係る国県負担金の前年度実績による償還金の計上です。

　29ページをお願いいたします。６款１項３目．農業振興費22万5,000円の増は、歳入13ページで説明した、さとうきび収穫機械機能向上支援事業補助金の計上です。

　33ページをお願いいたします。８款４項１目．都市計画費、７節９万6,000円の増は、町内における安全・安心な生活道路の在り方について協議・検討を行う、南風原町生活道路安全対策協議会委員謝礼金の計上です。２目．公園費、12節130万円の増は、黄金森公園陸上競技場補修工事へ予算流用したことによる補填分の計上です。

　34ページ、９款１項１目．常備消防費219万8,000円の増は、東部消防組合に係る負担金の計上です。２目．災害対策費299万円の増は、現在整備中の宮平川水位監視システムの使用料、災害等停電時に使用するポータブル電源購入費、当初予算で計上した各字・自治会の災害時避難施設等改修事業補助金の事業費増による計上です。

　35ページをお願いいたします。10款１項２目．事務局費1,395万円の増は、12節の小中学校運動場等側溝清掃委託料、17節の不登校児童の登校を支援するための公用車５台分の購入費、21節の和解金等の計上です。18節２万円は、歳入15ページで説明した教育費寄附金による町育英会補助金の計上です。

　36ページをお願いいたします。10款２項１目．学校管理費65万5,000円の増は、10節の小学校浄化槽等に係る修繕料の計上です。２目．教育振興費112万2,000円の増は、12節の学習用端末の幅広い利活用や不登校児童が教室以外で使用できるよう相談室や図書室等にネットワークを整備するための委託料の計上です。３目．学校建設費599万6,000円の増は、南風原小学校体育館防鳥ネット設置工事及び同小学校の空調用ガスを貯槽するバルクが使用期限を迎えるため入替え工事の計上です。

　37ページをお願いいたします。10款３項１目．学校管理費146万8,000円の増は、14節の南星中学校体育館照明設備取替えのための中学校改修工事の計上です。２目．教育振興費379万3,000円の増は、12節は小学校と同様に相談室や図書室等にネットワークを整備するための委託料の計上、13節ライセンス使用料は各種大会選手等派遣補助金へ予算流用したことによる補塡分の計上、18節は今後の同派遣補助金の支出見込み分の計上です。３目．学校建設費259万6,000円の増は、南星中学校グラウンド・テニスコート整備工事の計上です。

　39ページをお願いいたします。10款５項１目．社会教育総務費、７節23万7,000円の増は、放課後子ども教室への参加者増等による協働活動サポーター謝礼金の計上です。２目．公民館費160万7,000円の増は、非常用照明器具取替え工事の計上です。３目．文化財保護費904万7,000円の増は、20号壕におけるパイプ歪計の老朽化により新たな観測機器の設置と出入口の樹木を伐採するための委託料の計上です。４目．文化センター費324万9,000円の増は、文化センターに保管している資料をデジタルで公開活用するための会計年度任用職員の人件費、沖縄タイムス賞受賞報告祝賀会を実施するための費用、非常用照明器具取替え工事の計上です。６目．図書館費40万円の増は、歳入15ページで説明した教育費寄附金活用による電子書籍使用料の計上です。

　40ページ、10款６項１目．保健体育総務費82万5,000円の増は、黄金森公園陸上競技場屋内練習場トイレ改修及びトイレ等照明取替工事の計上です。３目．学校給食賄費は、歳入19ページで説明した学校給食費３か月分を免除する事業を５か月分に拡充するための２か月分の財源組替えの計上です。

　41ページをお願いいたします。14款１項１目．予備費2,000万円の増は、今後の災害等に備えるための計上です。以上が議案第55号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時17分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第９．議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　令和５年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について概要をご説明いたします。２ページ、３ページの第１表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計練入金額の変更及び令和４年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ3,654万6,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は46億8,396万8,000円となります。

　では、歳入について説明します。６ページをお願いいたします。４款２項12目．出産育児一時金臨時補助金17万5,000円の増は、令和５年度の出産育児一時金の８万円引上げに係る財政支援によるものです。

　７ページをお願いいたします。５款２項２目．保険給付費等交付金251万5,000円の増は、高額療養費支給申請手続きの簡素化対応システム改修及び産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修等（補助率10／10）の計上です。

　９ページをお願いいたします。11款１項２目．その他の繰越金3,160万2,000円の増は、令和４年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

　10ページをお願いいたします。12款４項７目．歳入欠陥補填収入375万4,000円の増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

　引き続き、歳出について説明します。11ページをお願いいたします。１款１項１目．一般管理費3,261万7,000円の増は、歳入７ページで説明した国民健康保険システム改修のための12節．委託料251万5,000円の計上と、歳入９ページで説明した令和４年度決算確定による前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための、27節．繰出金3,160万2,000円の計上が主な要因です。

　14ページをお願いいたします。９款１項３目．償還金365万4,000円の増は、沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金の前年度実績による償還金の計上です。以上が議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第10．議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）　令和５年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について概要を説明いたします。まず、２ページから３ページの第１表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和４年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ334万1,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計補正予算は３億8,770万8,000円となります。

　では、歳入について説明します。７ページをお願いいたします。４款１項１目．繰越金134万3,000円の増は、令和４年度決算に基づく前年度繰越金の計上です。

　引き続き、歳出について説明します。８ページをお願いいたします。１款１項１目．一般管理費290万5,000円の増は、前年度繰越金から広域連合への保険料未払分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための27節．繰出金105万5,000円の計上と人事異動に伴う人件費の増によるものです。

　10ページをお願いいたします。２款１項２目．後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）28万8,000円の増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上です。以上が議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第11．議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）　第１条（総則）　令和５年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）について概要を説明いたします。初めに、１ページ目をお願いします。今回の補正は、主に清掃委託料及び施設修繕工事費の増、人事異動に伴う職員手当等の増により、補正の必要が生じましたので他会計からの補助金377万円を増額するものです。

　13ページの事項別明細書をお開きください。収益的収入及び支出の支出で委託料100万円、工事請負費127万円の増額により、結果227万円の他会計補助金の増額です。

　14ページをお願いします。資本的収入及び支出で、収入及び支出それぞれ150万円の増は人事異動に伴う職員手当等の増額です。以上が議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

**日程第12．議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）　令和４年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時31分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　失礼いたしました。議案第54号でございますが、先ほど令和４年度南風原町のと申し上げましたが、令和５年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるに訂正をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について概要を説明いたします。まず、２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、人事異動に伴う職員手当等の増、不動産鑑定手数料の計上、前年度決算による繰越額の確定及び付保留地販売金の基金積立により補正が生じましたので、歳入歳出それぞれ1,391万5,000円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は６億8,456万6,000円となります。

　それでは、歳入について説明します。６ページをお願いします。５款１項１目．繰入金350万5,000円増は、人事異動に伴う職員手当等の増及び不動産鑑定手数料の計上によるものです。

　７ページをお願いします。６款１項１目．繰越金1,041万円増は、令和４年度決算確定及び付保留地販売金の純繰越金です。

　次に、歳出について説明いたします。８ページをお願いいたします。１款１項１目．一般管理費266万3,000円増は、人事異動に伴う共済費10万円増、令和４年度決算確定による実質収支256万3,000円によるものです。

　９ページをお願いします。２款１項１目．事業費340万5,000円増は人事異動に伴う職員手当等280万円増、不動産鑑定手数料60万5,000円の計上によるものです。

　10ページをお願いします。３款１項１目．基金積立金784万7,000円増は、付保留地販売金の基金積立によるものです。以上が議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、経済教育常任委員会に付託いたします。

**日程第13．議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　南風原町学校給食費徴収条例第２条の学校給食等の定義を明確化すること及びその他文字を修正する必要があるための提案でございます。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。改正の理由としましては、条例の第２条の定義を分かりやすく条文として明記する内容となっております。私のほうで議案書の２ページの改め文を読み上げますので、議員各位のほうは３ページから４ページの新旧対照表を確認ください。南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例　南風原町学校給食費徴収条例の一部を次のように改正する。第２条第１号中「給食」の次に「町が」を加え、「規定」を「基づき小学校及び中学校で実施する学校給食並びに幼稚園で実施」に改め、同条第２号中「法第11条第２項」を「前号」に、「経費」を「費用」に改め、同条第３号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する」を「園児、児童又は生徒の」に改める。第４条第２項中「10月31日」を削る。第９条第２号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。附則　この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についての内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　１点だけ確認したいと思います。提案理由にもありますけれども、今回の条例改正については文言の修正であって、例えば児童や保護者等に影響するものではないという理解でよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　議員おっしゃるとおりです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第49号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第49号　南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**日程第14．議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定について　和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。提案理由　上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるための提案でございます。その内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定についての概要を説明します。１　相手方　南風原町在住　Ａ氏です。２の事件の概要についてです。平成26年７月、南風原町立の学校で生徒がガラス戸にぶつかり割れて、その飛散したガラスの破片で近くにいた生徒（Ａ氏）が負傷した。令和２年９月、負傷した生徒（Ａ氏）より南風原町に対して慰謝料等の支払いを求める訴訟であります。３、和解の内容は別紙のとおりとなります。４、損害賠償額100万円となります。

　次にお配りしています議案第56号の説明資料をご確認ください。和解及び損害賠償の額の決定についての説明になります。１つ目、事故の概要を記載しております。お目通しをお願いします。２つ目に訴状の概要として、原告からの訴状概要、（１）（２）（３）、３点の訴状の概要となります。お目通しお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時43分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　資料の２ページをお願いいたします。町の答弁概要を記載しております。確認お願いいたします。３の裁判経過をご確認ください。令和２年９月28日から令和５年７月20日までの裁判経過を記載しております。お目通しお願いいたします。次に４、和解提案の概要として記載しております。ご確認お願いいたします。

　それでは議案第56号の２ページ目をお願いいたします。その和解提案の内容を受けて提案するものです。和解の内容　那覇地方裁判所より提示された下記の内容で和解したい。記　１　被告は、原告に対し、本件和解金として、100万円の支払義務があることを認める。２　被告は、原告に対し、前項の金員を、令和５年11月30日限り、原告の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。３　原告は、その余の請求を放棄する。４　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。５　訴訟費用は各自の負担とする。以上が議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　本件に関しては、安全配慮の義務違反ということで問題になっていると思います。これを受けまして、本町といたしましてはどのような安全配慮を検討なされたか。またそこら辺の経緯をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今回の裁判で学校の安全配慮義務が認められたわけではございませんが、やはり今回の事故を受けまして、当時より時期も経過しておりますので、改めて新しい校長先生と内容確認をしまして、学校の安全教育であったり安全配慮について、改めて引き続き先生方も、学校も取り組んでくださいということでお話をしております。これは全学校の校長先生も共通してお話しして取り組むようにしています。なので私たちとしましては、今後も子どもたちへの安全教育、そして学校の安全環境について引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第56号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第56号　和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**日程第15．議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について　学校給食共同調理場給食配送車購入事業について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について概要を説明します。表をご覧ください。記より読み上げます。１　契約の目的　学校給食共同調理場給食配送車購入事業。２　契約の方法　指名競争入札。３　契約金額　769万8,263円。４　契約の相手方　住所　浦添市港川495番地５、商号　沖縄ふそう自動車株式会社、氏名　代表取締役社長　與那覇　明。

　次に２ページをお願いします。入札結果報告書をご覧ください。令和５年８月18日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで699万8,421円となります。２業者が入札に参加し、その結果、沖縄ふそう自動車株式会社が落札しました。

　３ページをご確認ください。事業の概要といたしまして、事業名が学校給食共同調理場給食配送車購入事業。納入場所、南風原町立南風原給食共同調理場。納入期限、令和６年３月31日。あと備品内容として、学校給食配送車１台。仕様は記載のとおりとなります。お目通しお願いいたします。以上で議案第57号の概要説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは質疑させていただきます。給食運搬車両の更新だというふうに理解していますけれども、この車両について、これまでと同様の車両なのか。例えば規格とか装備品とかそういったものがどういう状況なのか教えていただきたい。趣旨としては、何回か給食車両での事故等もあったと思うんですけれども、そういったものを防げるような装備品の検討だとか、あとはもしくは車両の小型化とか、今コンテナを載せるので制限はあると思うんですけれども、要するに利便性とか安全性を担保したような検討がどうなされたのか。そのあたりをご説明いただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。規格のほうについては、ほぼ一緒なのですが、オートマチック車に今回なっております。配送車による事故が起こらないようにいろんなものをつけますかということなのですが、部品等の仕様についても現在の車両と一緒でございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それでは、仁士議員からも指摘がありましたけれども、事故等が多かったので、例えばこれにバックモニターというんですか、通常ついているような。そこら辺の付属品としてつける予定があるのかないのか。まずついているのかどうか、確認をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。バックモニターは今回つけておりませんが、前仕様と同様に音声アラーム等もつけておりますので、それでカバーしていくことと、あと運転者による安全運転の指導を徹底してまいりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

　休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時56分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約についてを採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後０時57分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　午前中にありました議案第57号、学校給食共同調理場の議案の件で、教育総務課長より答弁の修正の申出がありましたので、これを許します。教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　議案第57号　学校給食共同調理場給食配送車購入事業の売買契約についてです。照屋仁士議員から仕様について、現在の車両と購入の車両の比較について、仕様変更の内容は私のほうでオートマチックになりますということで答弁いたしましたが、正しくは現在車両と購入車両の仕様で変更になった内容は、ギア車からオートマチック車に変更、あとバックカメラが搭載された車両が仕様で変更になった内容になります。と答弁の修正をお願いします。

　あと浦崎みゆき議員からの質疑で、事故が起こらないよう車両装備にバックモニターを掲載するなどの対策を行ったかという質疑に対して、正しくは今回購入の配送車には自動車の後退時発生する事故に対する安全対策のさらなる強化を行うため、バックモニターを掲載しております。令和３年度から後退時車両直後確認装置に関する基準が変更になり、購入する配送車は装備を備えることが義務化されております。に答弁の修正をお願いいたします。以上です。

**日程第16．議案第35号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第17．議案第36号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第18．議案第37号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第19．議案第38号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第20．議案第39号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第21．議案第40号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第22．議案第41号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第23．議案第42号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第24．議案第43号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第25．議案第44号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**日程第26．議案第45号　南風原町農業委員会委員の任命について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．議案第35号　南風原町農業委員会委員の任命についてから日程第26．議案第45号　南風原町農業委員会委員の任命についてまでの11件の議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第35号　南風原町農業委員会委員の任命について　南風原町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記　氏名　仲里　淳、生年月日、住所は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は南風原町農業委員会の委員として適任であると思慮し提案いたします。なお、裏面に履歴書を添付してございますので、お目通しください。

　続きまして、議案第36号から議案第45号まで、提案理由等は同じでございますので、氏名を読み上げて提案いたします。議案第36号、冨名腰泰裕、以下お目通しをお願いいたします。議案第37号、中村京睦、以下お目通しをお願いいたします。議案第38号、赤嶺達也、以下お目通しをお願いいたします。議案第39号、大城祐太、以下お目通しをお願いいたします。議案第40号、野原和子、以下お目通しをお願いいたします。議案第41号、大城亀一、以下お目通しをお願いいたします。議案第42号、金城　親、以下お目通しをお願いいたします。議案第43号、大城安司、以下お目通しをお願いいたします。議案第44号、神里　靖、以下お目通しをお願いいたします。議案第45号、金城　明、以下お目通しをお願いいたします。なお、議案第35号から議案第45号までの資料といたしまして、議員さん方のお手元にお配りをしてございますので、資料のほうもご参照ください。以上11件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案第35号から議案第45号について質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは少し教えていただきたいと思います。資料として一覧表でいただいていますけれども、今回の提案が11件ということですが、数年前に定数が変わったりとか選出が変わったり、方法が変わったりとかということがあったんですけれども、今回の任命については何か変更点があったのか、もしくは定数よりあふれたりとか、もしくは不適切と判断された方がいらっしゃったりとか、そういった状況について教えていただきたいと思います。特に今回の履歴書等で読み取ると、新任の方がお二人、お一人は最適化委員からの組替えというか、最適化委員を過去にされていた方なのかなというふうに読み取れますけれども、その選考に当たっての状況を教えていただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。まず、今回の主な変更点については大きな変更点は特にございません。続いて、農業委員会等に関する法律に基づいて推薦、応募があった16名の候補者について、南風原町農業委員候補者評価委員会において、法律第８条第５号の規定による認定農業者等、または準ずる者の数、同条第６項の規定による利害関係を有しない者などや年齢に偏りがないか。また地域間のバランスなどを考慮し選定されたものであります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　この11名の中での、照屋議員は新しい方をお分かりのようですけれども、私は知らないので新しい委員候補を教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。まず、新しい方は議案第39号の大城祐太氏になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　男性女性のバランスが、男性に偏っているんじゃないかなと思うんですけれども、この辺について、16名、ほかにもいらっしゃったということでどういういきさつがあるのかなと。そういうところを教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。今回議案として提案されている中で女性の方お一人となっております。先ほど言いました推薦、応募があった16名の中で女性の方はこの方お一人でありました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第45号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第35号から議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第35号から議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。初めに、議案第35号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第36号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第37号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第38号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第39号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第40号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第41号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第42号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第43号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　次に、議案第44号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

　最後に、議案第45号　南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

**日程第27．報告第９号　専決処分「北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第27．報告第９号　専決処分「北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第９号　専決処分「北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更について。２　専決処分した理由　議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更です。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは報告第９号　専決処分「北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告について概要を説明します。２ページをお願いいたします。１　専決処分事項　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更について。（１）変更事項　変更前契約額５億3,275万900円、増額金額393万9,100円、変更後契約額５億3,669万円。（２）契約の相手　三善建設株式会社、株式会社東洋土木工業、有限会社燕建設、有限会社曙開発　建設工事共同企業体。代表者、構成員につきましては、お目通しをお願いいたします。２の変更した理由は、園児児童の安全を確保するため誘導員を増員したことにより増額となっています。以上、報告第９号の概要説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第９号　専決処分「北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

**日程第28．報告第10号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第28．報告第10号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第10号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項についてです。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第10号、専決処分の内容についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。相手方は表記のとおりであります。事故の概要は、令和４年９月21日から令和５年６月22日に行われた那覇税務署による源泉所得税及び復興特別所得税調査の結果、教育部学校教育課の令和元年度中学校空調設備設置事業、同部教育総務課の令和３年度小・中学校施設環境整備事業及び北丘小学校体育館等整備事業の各設計委託業務における源泉所得税等の源泉徴収支払漏れが指摘され、「未納源泉所得税に係る附帯税として不納付加算税及び滞納税」が発生したものであります。損害賠償額は、不納付加算税が24万2,000円、延滞税が５万8,900円、合計で30万900円となります。以上が報告第10号の専決処分の報告についての説明となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第29．報告第11号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第29．報告第11号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第11号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項についてであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは報告第11号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを説明します。２ページをお願いいたします。専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。相手方、記載のとおりとなります。３の概要につきまして、令和４年９月21日から令和５年６月22日に行われた那覇税務署による源泉所得税及び復興特別所得税調査に伴い、町内自主調査により、教育部生涯学習文化課の令和４年度特定建築物及び建築設備の定期報告業務において源泉所得税等の源泉徴収支払漏れが判明し、「未納源泉所得税等に係る附帯税として不納付加算税」が発生した。損害賠償額8,000円となります。以上が報告第11号の概要となります。よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第11号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第30．報告第12号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第30．報告第12号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第12号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項についてであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第12号、専決処分の内容についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。相手方は表記のとおりであります。事故の概要は、令和５年５月３日、粗大ごみ回収のため字神里の当該者宅へ向かう途中で経路を間違えたことに気づいたため、神里地内個人宅の門の前で車をＵターンしようとしてバックしたところ門に車両右後方が接触し門の一部を損傷させたことによるものです。損害賠償額は門の修理費４万4,000円、過失割合は町の負担が100％となります。以上が報告第12号の専決処分の報告についての概要となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは、まずこの12号について申し上げる前に、12、13、14号と専決処分はやむを得ないとしてもですね、こういった相手方に迷惑をかけているという点では、是非再発防止とともに職員の皆さんのそういった教育の徹底をまずお願いしたいというふうに申し上げたいと思います。

　それで12号ですけれども、この理由のところに粗大ごみ回収というふうに記載がありますけれども、現在粗大ごみの回収については委託業者とかではないのかなと思うんですが、そのあたりはどのような状況なんでしょうか。教えていただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　粗大ごみの収集に関しては、今年度４月より町の直営で、住民環境課に会計年度任用職員を配置して直営で回収して、その回収の途中で起きた事故となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第12号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第31．報告第13号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第31．報告第13号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第13号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項についてであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第13号、専決処分の内容についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。相手方は表記のとおりであります。事故の概要は、令和５年５月30日、役場駐車場から現場に向かうため、公用車をバックで発進させた際、後方不注意により相手側車両の後輪付近に接触し、相手車両を損傷させたことによるものです。損害賠償額は車両の修理費21万9,000円、過失割合は町の負担が100％となります。以上が報告第13号の専決処分の報告についての説明となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　このような事故に対しては誰もが思うのは、誰がやってしまったのかなと思ったりするんですが、誰がとは伺いませんけれども、次の14号もそうですけれども、何の車両なのかが分からないので何の車両だったんですか。当方です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　先ほどの報告もそうですが、全て公用車になりますが、具体的に言えば、今回の報告第13号は道路をパトロールする公用車となります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第13号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第32．報告第14号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第32．報告第14号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第14号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償の額の決定について。２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項についてであります。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第14号の専決処分の内容についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。相手方は表記のとおりであります。事故の概要は、令和５年６月28日、兼城地内の駐車場にて公用車をバックで発進する際に、歩道にある建設中の車両止めポールに接触し、ポールを損傷させたことによるものです。損害賠償額は、車両止めポールの修理費５万920円、過失割合は町の負担が100％となります。報告第12号から報告第14号までの３件については公用車の事故によるものであります。全職員に対し、改めて公用車の安全運転の指導強化を図り、再発防止に努めてまいります。以上が報告第14号の専決処分の報告についての説明となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第14号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第33．陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について**

**日程第34．陳情第８号　県産品の優先使用について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第33．陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について、日程第34．陳情第８号　県産品の優先使用については、関連しますので一括議題とします。諸般の報告で説明したように陳情２件は、例年同様な趣旨でもって要請され、毎年採択されております。また、意見書採択の依頼もございません。したがって委員会付託を省略し、本会議で諮る旨話合いがまとまり、議会運営委員会で意見が一致しました。

　お諮りします。陳情第７号及び陳情第８号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって陳情第７号及び陳情第８号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第７号及び陳情第８号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを採決します。本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本件は、採択することに決定しました。

　これから陳情第８号　県産品の優先使用についてを採決します。本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本件は、採択することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時33分）

再開（午後１時33分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後１時33分）